

（目的）

第 1 条 この要領は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 34 条の 15 第 2 項の規定に基づく家庭的保育事業の認可(以下「認可」という。)及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 43 条第 1 項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。)、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「省令」という。)、葛飾区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 23 号。以下「条例」という。)、葛飾区児童福祉法施行細則(昭和 39 年規則 27 号。以下「細則」という。)、及び「葛飾区家庭的保育事業等の化学物質対策等の基準を定める要綱(29 葛子育第 1004 号部長決裁。以下「要綱」という。)」で定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な認可・確認等を行うことを目的とする。

2 運営に関する基準は、法、支援法、省令、条例、細則、要綱のほか、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「府令」という。))」、「葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 22 号)」も基準とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領における用語の定義は、法、支援法、省令、府令、規則、条例、細則及び要綱で使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 補助者

家庭的保育事業における、省令第 23 条第 3 項に規定する家庭的保育補助者をいう。

(2) 申請者

家庭的保育事業の認可を申請する者をいう。

(3) 保育ママ

葛飾区家庭的保育事業実施要綱(昭和 40 年 4 月 1 日区長決裁)の規定により、区が認定した者をいう。

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第 3 条 家庭的保育事業者は、省令第 5 条第 1 項に基づき、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者は、省令第 5 条第 2 項に基づき、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者は、省令第 5 条第 3 項に基づき、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者は、省令第 5 条第 4 項に基づき、定期的に外部の者による評価を受けて、それ

らの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 家庭的保育事業所（以下「事業所」とする。）には、省令第 5 条第 5 項に基づき、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 事業所の構造設備は、省令第 5 条第 6 項に基づき、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（建物・設備基準）

第4条 事業所の構造及び設備は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)及び関係法令並びに関係規程の定めるところに従うほか、次に掲げる区分に応じた設備を有し、適切に運営すること。

設備区分	要件
乳幼児の保育を行う専用の部屋(以下「保育室」という)	省令第 22 条第 2 号に基づき、9.9 m <sup>2</sup> （保育する乳幼児が 3 人を超える場合は、9.9 m <sup>2</sup> に 3 人を超える人数 1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> を加えた面積）以上の面積を確保すること。
屋外遊戯場	省令第 22 条第 6 号に基づき、同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さ(満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3.3 m <sup>2</sup> 以上の面積を、児童が実際に遊戯できる面積)の庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。
調理設備	省令第 22 条第 4 項に基づき、衛生的な調理設備であること。また、条例第 6 条第 1 項に基づき、乳幼児が保育室等から容易に立ち入ることがないように、調理設備が柵等の設備で区画されていること。
便所	省令第 22 条第 4 項に基づき、衛生的で子どもが安全に使うことができる便所であること。また、原則として保育室等とは別の手洗設備を有していること。
その他	省令第 7 条に基づき、火災報知器及び消火器を設置すること。また、月 1 回以上、避難訓練と消火訓練を行うこと。

2 3 階以上に、乳幼児の保育を行う部屋（以下、「保育室等」という。）を設置する場合、条例第 6 条第 2 項及び第 3 項に基づき、次の基準を満たすこと。

- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。
- (2) 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

4 階 以 上 の 階	常 用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
避 難 の 用 階	避 難 の 用	1 建築基準法施行令第百 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 四号及び第 10 号を満たすものとする。）
		2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

(3) (2) に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその 1 に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。また、2 以上の階段を設ける場合において、建築基準法施行令第 121 条第 3 項の規定を準用する。

(4) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(5) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(6) カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

3 条例第 4 条第 1 項及び要綱第 2 条に基づき、新築又は内装改修を行った室内において保育を行う場合、別表 1 に定める室内化学物質対策を実施すること。

#### (連携施設)

第 5 条 家庭的保育事業者は、省令第 6 条に基づき、保育を実施するにあたり当該家庭的保育事業者と次項の所定の内容の連携を行う施設(以下、「連携施設」という。)を確保する。連携施設は認可保育所、幼稚園、認定こども園とする。

2 連携施設の連携内容は、原則として次のとおりとする。家庭的保育事業者は、連携施設となる施設と次の内容について協定を締結すること。連携施設は 1 つの施設で次の内容すべてを行う必要はなく、また、連携施設は複数設定しても差し支えない。

(1) 家庭的保育事業の利用乳幼児に、連携施設で集団保育を体験させる機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援

(2) 家庭的保育事業者が何らかの理由により保育できない場合の代替保育

(3) 家庭的保育事業所を卒園する利用乳幼児の連携施設での受入

(4) 家庭的保育事業の利用乳幼児への食事の提供

(5) その他、家庭的保育事業に必要なこと。

#### (職員の一般的要件)

第 6 条 家庭的保育事業において利用乳幼児の保育に従事する職員は、省令第 8 条に基づき、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

- 第7条 事業所の職員は、省令第9条第1項に基づき、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 家庭的保育事業者は、省令第9条第2項に基づき、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(家庭的保育者の要件等)

- 第8条 家庭的保育者(以下、「保育者」という。)の資格要件は、次の各号に掲げるいずれかとする。
- (1) 法第18条の4に規定する保育士(以下、「保育士」という。)の資格を有し、区が指定する研修を修了した者。
- (2) 保育ママとして、平成27年4月1日以前から区との委託契約を継続していた者。
- (3) 区が認める区市町村において、保育者(又は保育ママ等。補助者は除く)として2年以上従事していた者。
- (4) 保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭のいずれかの資格を有する者であって、児童福祉施設、認定こども園(幼保連携型又は保育所型に限る)、認可を受けた家庭的保育事業所等において、1日6時間以上かつ月20日以上、継続して1年以上勤務した経験がある者で、区が指定する研修を修了した者。
- 2 前項(2)、(3)において、当該家庭的保育者が最後に保育に従事した日から事業を開始する日までの期間(以下、「休止期間」という。)が2年を超える場合、区長が定める研修の修了を必要とする。
- 3 前項における休止期間のうち、保育者自身の妊娠、出産及び育児等による休止の場合、次の期間は休止期間に含まないものとする。
- (1) 出産前8週間の期間
- (2) 保育者に養育している子どもがおり、当該子どもが満3歳になる年度の3月31日までの期間
- 4 保育者の従事要件は、次の要件をすべて満たすものとする。
- (1) 保育者は、心身健全で保育活動に支障となるような疾病等がない満65歳未満の者(満65歳に達した日以降における最初の3月31日まで)とする。ただし、葛飾区長(以下「区長」という。)が心身ともに健康で保育者として活動できると認める場合は、満68歳(満68歳に達した日以降における最初の3月31日)まで保育者として事業に従事することができる。
- (2) 省令第8条に基づき、乳幼児の保育についての理解及び熱意を有していること。
- (3) 省令第12条に基づき、乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められ、法33条の10各号に該当しないこと。
- (4) 省令第23条第2項第1号に基づき、心身、家庭環境が健全で利用乳幼児の保育に専念できる者。
- なお、保育者に養育している学齢前の児童がいる場合、当該児童が当該事業所以外の場所で当該保育者以外の者により保育等を受けることができる場合、「保育に専念できる者」とする。
- (5) 省令第23条第2項第2号に基づき、法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者。

(補助者の要件等)

第9条 家庭的保育事業における補助者を雇用する場合、省令第 23 条第 3 項に基づき、区長が指定する研修を修了した者であって、保育者を補助する者であること。

2 省令第 12 条に基づき、乳幼児の保育に関し虐待等の問題のないことが認められること。

3 前2項のほか、次の各号に掲げる内容を満たす者を雇用するよう努めるものとする。

(1) 心身健全な保育活動に支障となるような疾病等がない者で、保育士資格又は保育経験を有すること。

(2) 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

(3) 乳幼児の保育に専念できること。

(4) 法及び児童買春・児童ポルノ禁止法の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

(調理員)

第 10 条 省令第 23 条第 1 項に基づき、家庭的保育事業を行う場所には、保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第 13 条に規定する搬入施設から食事を搬入する場合

(嘱託医及び利用乳幼児の健康診断等)

第 11 条 家庭的保育事業者は、省令第 17 条第 1 項に基づき、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者は、省令第 17 条第 2 項に基づき、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第 1 項の健康診断をした医師は、省令第 17 条第 3 項に基づき、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第 24 条第 6 項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者に勧告しなければならない。

4 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて（平成 26 年 9 月 5 日雇児発 0909 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により、省令第 6 条に定める連携施設において、連携施設の嘱託医から第 1 項及び第 3 項の支援が受けられる場合、嘱託医を配置しているものとみなす。

(食事)

第 12 条 家庭的保育事業者は、省令第 15 条第 1 項に基づき、利用乳幼児に食事を提供するときは、事業所内で調理する方法（省令第 10 条の規定により、当該事業所の調理設備又は調理室を兼ねて

- いる他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。
- 2 利用乳幼児に食事を提供するときは、省令第 15 条第 2 項に基づき、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。
  - 3 食事は、省令第 15 条第 3 項に基づき、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
  - 4 調理は、省令第 15 条第 4 項に基づき、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
  - 5 家庭的保育事業者は、省令第 15 条第 5 項に基づき、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

#### (食事提供の特例)

第 13 条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者は、省令第 16 条に基づき、前条第 1 項の規定にかかわらず、利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該事業所又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

- (1) 省令第 6 条に定める連携施設(認可保育所、幼稚園、認定こども園をいう。)
- (2) 当該家庭的保育事業と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

#### (保育の定員等)

第 14 条 定員及び職員配置は、省令第 23 条第 3 項に基づき、保育者 1 人につき、保育することができる乳幼児の人数は 3 人以下とする。ただし、保育者が補助者を雇用して保育を実施する場合、保育することができる乳幼児の人数は 5 人以下とする。

2 家庭的保育事業は、府令第 37 条第 2 項に関わらず、定員設定において、満 1 歳に満たない小学

校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めることを要しない。

(保育時間・休所日)

- 第15条 家庭的保育事業は、省令第24条に基づき、原則として午前8時から午後5時までの間の、連続する8時間以上の開所とし、利用乳幼児の保護者と利用時間を定めるものとする。
- 2 休所日は、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの間とする。
- 3 家庭的保育事業者の都合により、休所日を除く日に保育ができない場合、省令第6条に基づき、連携する施設での代替保育を提供するものとする。

(重要事項説明)

- 第16条 家庭的保育事業者は、府令第38条の規定に基づき、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 前項の運営規程に定める内容は次のとおりとする。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
  - (2) 提供する保育の内容
  - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
  - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由およびその額
  - (6) 利用定員
  - (7) 保育の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待防止のための措置に関する事項
  - (11) 秘密保持
  - (12) 個人情報の保護
  - (13) 苦情対応（対応窓口の設置と利用者への明示、結果の公表までを含む）
  - (14) 保育の運営に関する重要事項

(保育料等)

- 第17条 家庭的保育事業における保育料は、次のとおりとする。
- 1 第15条第1項に規定する基本の保育認定時間の保育料は、区が決定した保育料を上限とする。
  - 2 第15条第1項に規定する基本の保育認定時間を除く保育時間の保育料及び実費負担額は、家庭的保育事業者が決めるものとする。ただし、著しく高額又は不合理と区が判断した場合、指導することができるものとする。

(保育内容及び家庭的保育事業における義務等)

第 18 条 家庭的保育事業においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 保育内容は、省令第 25 条に基づき、「保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号。）」に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供すること。ただし、平成 30 年 4 月 1 日からは「保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）」に準ずるものとする。
- (2) 省令第 5 条第 1 項に基づき、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重すること。
- (3) 省令第 11 条に基づき、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないこと。
- (4) 省令第 26 条に基づき、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につきその保護者の理解及び協力を得るよう努めること。
- (5) 省令第 19 条に基づき、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくこと。
- (6) 条例第 4 条第 2 項及び要綱第 3 条に基づき、乳幼児突然死症候群の予防については正しく理解し、別表 2 に定める基準に従い、睡眠中の安全確認を行うこと。また、その記録を残すこと。
- (7) 省令第 14 条第 1 項に基づき、乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。
- (8) 省令第 14 条第 2 項に基づき、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。
- (9) 省令第 14 条第 3 項に基づき、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うこと。
- (10) 省令第 17 条第 4 項に基づき、家庭的保育事業の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払うこと。
- (11) 家庭的保育事業者は、当該事業所の保育および調理に従事する者について、年 1 回以上健康診断を受診した結果を把握していること。
- (12) 条例第 5 条に基づき、調理・調乳及び食事介助に携わる職員に対し、概ね月 1 回検便を行うこと。

(秘密保持)

第 19 条 家庭的保育事業の職員は、省令第 20 条第 1 項に基づき、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らさないこと。

2 家庭的保育事業者は、省令第 20 条第 2 項に基づき、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。

(記録の保存期間等)

第 20 条 家庭的保育事業者は府令第 49 条第 2 項に基づき、利用乳幼児に対する保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 保育所保育指針に基づく保育の提供に当たっての計画
- (2) 府令第 12 条を準用し、提供した保育に係る必要な事項の提供の記録

- (3) 府令第 19 条を準用し、区及び他自治体への通知に係る記録
  - (4) 府令第 30 条第 2 項を準用し、苦情の内容等の記録
  - (5) 府令第 32 条第 3 項を準用し、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 家庭的保育事業者は、条例第 4 条第 2 項及び要綱第 3 条に基づき行った利用乳幼児の睡眠中の様子や呼吸の確認等の記録について、前項の記録と同一期間保存するものとする。
- 3 家庭的保育事業者は、条例第 5 条に基づき第 18 条第 12 号により行った職員の検便結果について、第 1 項の記録と同一期間保存するものとする。

(事故・感染症等の報告)

第 21 条 家庭的保育事業者は、「特定教育・保育施設等における事故の報告について（26 福保子第 2983 号平成 27 年 3 月 27 日）」および「特定教育・保育施設等における事故発生時の対応について（26 福保子第 2984 号平成 27 年 3 月 27 日）」に基づき、死亡事故や治療に 30 日以上を要すると予想される事故等が発生した場合、又は重篤な事故に直結するような事件・事故、重篤な感染症若しくは食中毒が発生した場合、速やかに区へ報告すること。

(保険への加入)

第 22 条 家庭的保育事業者は、府令第 50 条に基づき、保育を実施するにあたり、施設賠償責任保険、児童傷害保険又はこれらに類すると認められる保険等に参加する等、損害賠償体制を整えておかなければならない。

(事前協議)

第 23 条 申請者は、認可申請にあたり、区と事業計画を含めた協議をするものとする。

(審査基準)

第 24 条 「家庭的保育事業等の認可等について（平成 26 年 12 月 12 日雇児発 1212 第 6 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「6 号通知」という。）」に基づき、法第 34 条の 15 第 3 項第 1 号に定める「当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること」とは、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかであることとする。

(1) 家庭的保育事業の経営を行うために必要な全ての物件について所有権を有し、当該家庭的保育事業の運営費 2 ヶ月分に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(2) 不動産の貸与を受けて家庭的保育事業を運営する場合、第 26 条の要件を全て満たしていること。

2 申請者が社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）ではない場合、次の要件を全て満たしていること。

(1) 既存の他事業を実施している場合、直近の会計年度において、事業全体の財務内容について 3 年以上連続して損失を計上していないこと。

(2) 当該家庭的保育事業等の経営者（法人の場合は経営担当者（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう。）とする。以下同じ。）が社会的信用を有すること。

(3) 実務を担当する幹部職員が次のア又はイであること。

ア 保育所等(認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等)で2年以上常勤職員として従事した経験を有するものであるか、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者。又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

イ 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずるものを含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

(4) 法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

(認可の条件)

第25条 6号通知に基づき、申請者は、家庭的保育事業の認可を受けるに当たり、区が法第34条の16第1項の基準を維持するために必要な報告を求めた場合、これに応じること。

2 社会福祉法人等以外の者による事業の認可については、次の条件を付すものとする。

(1) 府令第50条により準用された同令第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。

(2) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び別表3の借入金明細書、及び別表4の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。

(3) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現状報告書を添付して、区長に対して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算表又は損益計算表など、会計に関し区が必要と認める書類

イ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを掲載)別表3の借入金明細書、別表4の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

(不動産の貸与を受けて運営する家庭的保育事業の認可の基本方針)

第26条 不動産の貸与を受けて家庭的保育事業を運営する場合は、事業等を経営する者が安定的、継続的に行われるために、以下の要件を満たすものでなければならない。

(1) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(2) 安定的に賃借料を支払い得る財源の確保のため、運営費2か月分の他に、賃借料6か月分の資金を有していること。

(3) 賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

(4) 安定的な保育ができるよう当該賃貸借期間が賃貸契約書において10年以上、またはそれと同等と区が認める場合

(認可申請)

第27条 第23条の結果を踏まえ、申請者は、規則第36条の36第1項、第2項及び細則第30条第1項の規定により、家庭的保育事業等認可申請書に、別表5に掲げる書類を添付し、認可を受けようとする日の1月前までに区長へ提出するものとする。

(認可)

第 28 条 区長は、前条により申請された家庭的保育事業の認可に関して、速やかにその内容を審査し、認可の可否を申請者に対して通知しなければならない。

2 区長は審査の結果、当該家庭的保育事業の運営を認可する場合は細則第 30 条第 2 項の規定により、家庭的保育事業等認可通知書にて申請者に通知するものとする。

3 当該家庭的保育事業の運営を認可しない場合は細則第 30 条第 3 項の規定により、家庭的保育事業等不認可通知書にて申請者に通知するものとする。

(内容変更の手続)

第 29 条 認可内容のうち認可を受けた家庭的保育事業者に大きく関わる事項（定員、事業規模等）の変更をしようとする場合は、あらかじめ区長に協議するものとする。定員を減ずる場合、定員減の 6 か月以上前に区長に協議するものとする。

2 家庭的保育事業を行う場所の建物その他設備の規模構造、使用区分、屋外遊戯場、敷地の使用に係る権利関係、定員等の運営方法又は代表者若しくは管理者を変更しようとする家庭的保育事業者は、規則第 36 条の 36 第 4 号及び細則第 30 条第 4 項の規定により、家庭的保育事業等変更届に第 22 条の申請書に添付する書類に準じて区長が必要と認める書類を添付し、変更しようとする日の 1 月前までに区長へ提出するものとする。

3 家庭的保育事業の名称、種類及び位置に変更があったときは、規則第 36 条の 36 第 3 項及び細則第 30 条第 4 項の規定により、家庭的保育事業等変更届に、第 27 条の申請書に添付する書類に準じて区長が必要と認める書類を添付し、変更のあった日から起算して 1 月以内に区長へ提出するものとする。ただし、あらかじめ変更が見込まれる場合にあっては、変更前に区長に協議するものとする。

(廃止・休止)

第 28 条 家庭的保育事業の廃止・休止については、その公共性から、家庭的保育事業者は、原則として廃止又は休止しようとする年度の前年度 7 月までに区長と協議すること。

その上で、家庭的保育事業を廃止又は休止しようとする家庭的保育事業者は、規則第 36 条の 37 及び細則第 30 条第 5 項の規定により、家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書に、次に掲げる書類を添付し、廃止又は休止しようとする日の 3 か月前までに区長へ提出するものとする。

(1) 利用乳幼児の処遇（児童の受け入れ先など）

(2) 廃止の場合は財産処分の具体的方法

(3) 廃止の場合は職員の退職後の状況

(4) 休止の場合は休止の予定期間

2 区長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、廃止又は休止を承認する場合は家庭的保育事業等廃止（休止）承認通知書により、承認しない場合は家庭的保育事業等廃止（休止）不承認通知書により、申請者に通知するものとする。

3 休止の承認を受けた家庭的保育事業者が事業を再開するときは、区長へ届け出るものとする。

(確認等の手続)

第 29 条 支援法第 43 条第 1 項の規定による確認、確認内容の変更、又は確認の辞退に関する手続きは、認可等の手続と併せて行うものとする。

(指導検査等)

第 30 条 区長は、葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等に対する指導検査等実施要綱（27 葛子育第 337 号平成 27 年 7 月 2 日区長決裁）に従い、休止中の家庭的保育事業者を除き、家庭的保育事業者に対し、原則として毎年指導検査を行うものとする。

(家庭的保育事業者に対する措置)

第 31 条 区長は、前項の検査等により家庭的保育事業の設備又は運営等が関係法令及び本要領の規定する水準に達していない場合、法第 34 条の 17 第 3 項の規定による改善の勧告又は命令を、家庭的保育事業者に通知するものとする。

2 区長は、家庭的保育事業者が関係法令及び本要領の規定する水準に達していない場合、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 法第 34 条の 17 第 3 項の規定による勧告及び改善命令、支援法第 51 条第 1 項の規定による勧告及び同条第 3 項の規定による改善命令

(2) 法第 34 条の 17 第 4 項の規定による制限又は停止の命令、支援法第 52 条第 1 項の規定による確認の取消し又は確認の効力の停止

付 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成 30 年 1 月 16 日から施行する。

2 連携施設については、平成 32 年 3 月 31 日までの間、確保しないことができる。

付 則

この要領は、令和 3 年 9 月 14 日から施行する。

別表1（要綱第2条関係）

## 室内の化学物質対策

区分	内容
実施内容	家庭的保育事業者等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）第3条第1項に規定する家庭的保育事業者等をいう。以下同じ。）は、家庭的保育事業所等（省令第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等をいう。以下同じ。）の室内の化学物質濃度の測定を第三者の専門検査機関に依頼し、室内の安全性を確認する。当該測定は、室内に什器等を設置した状態で実施することが望ましい。家庭的保育事業等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を開始した後であっても、室内の環境に影響を及ぼす改修工事、什器の入替え等を行った場合は、同様の取扱いとする。
測定対象 化学物質	厚生労働省が定める室内濃度指針値一覧表の揮発性有機化合物のうち、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの6種
検査機関	室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について（平成12年6月30日生衛発第1093号厚生省生活衛生局長通知）に定める標準的測定方法（以下この表において「標準的測定方法」という。）により検査できる機関
測定方法	標準的測定方法によること。 日常の使用状況を想定し、3歳児は床上60センチメートル、乳児は床上30センチメートルなど、乳児及び幼児の呼吸する高さに合わせて空気を採取すること。 測定の際は、換気装置を停止させること。ただし、常時稼働させる必要がある換気装置については、この限りでない。 窓際、出入口及び送風口付近で測定することは避け、可能な限り部屋の中央付近で測定すること。 100平方メートル以下の家庭的保育事業所等においては、乳児室及び保育室において1箇所測定し、100平方メートルを超える家庭的保育事業所等においては、乳児室及び保育室において最低2箇所測定すること。
測定結果 及び再検査	厚生労働省が定める室内濃度指針値一覧表の室内濃度指針値（以下この表において「指針値」という。）以下であることを確認すること。 指針値を超えた場合は、原因を調べ、改善のための対策を講じた後、この要綱に従い再検査を行い、家庭的保育事業等を開始し、又は再開する2週間前までに指針値以下であることを確認すること。 測定結果及び対策状況について、区長へ報告すること。
事業開始 までの注 意点	化学物質の低減のため、家庭的保育事業所等の竣工予定日から事業開始日まで、2週間以上の期間を確保すること。 換気装置の使用、定期的な窓開け等を行い、十分に外気を取り入れること。

別表2 条例第4条第2項、要綱第3条関係

乳幼児突然死症候群の防止策

区分	内容
実施内容	家庭的保育事業者等は、乳児及び幼児の睡眠時における注意点等を遵守し、睡眠中の乳児及び幼児の状態をきめ細かく確認する。確認した結果は、乳児及び幼児別に記録を取る。
睡眠時の 注意点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 照明は乳児及び幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つこと。</li> <li>2 厚着をさせすぎないこと。</li> <li>3 暖房を効かせすぎないこと。</li> <li>4 預け始めの時期は年齢に関係なく、特に注意して乳児及び幼児を一人一人確認してその内容を記録すること。</li> <li>5 担当者を決め、乳児及び幼児のそばを離れないこと。</li> </ol>
その他の 注意点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 乳児室、保育室等内での禁煙を徹底すること。</li> <li>2 乳児又は幼児の保護者と緊密なコミュニケーションを取り、家庭での乳児及び幼児の様子や睡眠時の癖、体調等を聞き取り、家庭的保育事業所等での様子を保護者に伝えるなどし、気になる事は双方で話し合い、対策を講じること。</li> <li>3 家庭的保育事業者等は、不測の事態に備え、緊急時対応マニュアルの整備、救急救命訓練研修等を家庭的保育事業所等の職員に対して実施すること。</li> </ol>
睡眠時の 確認項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 寝つきや睡眠時の姿勢 姿勢の記録のほか、姿勢を直した場合も記録すること。 医師がうつぶせ寝を勧める場合を除き、仰向け寝とすること。</li> <li>2 顔色、唇の色等</li> <li>3 呼吸の状態 鼻や口の空気の流れや音、胸の動き等を確認すること。</li> <li>4 体温 体に触れて確認をすること。</li> </ol>
確認間隔	1歳未満児 おおむね5分ごと
	1歳児及び2歳児 おおむね10分ごと

別表3 (第25条第2項関係)

借入金明細書(短期運営資金借入金を除く)

自 年 月 日  
至 年 月 日

(単位:円)

区分	借入先	区分	期首残高①	当期借入金②	当期償還額③	差引期末残高④=①+②-③ (うち1年以内償還予定額)	元金償還補助金	利率%	支払利息		返済期限	用途	担保資産				
									当期支出額	利息補助金収入			種類	地番又は内容	帳簿価額		
設備資金借入金						( )											
						( )											
						( )											
						( )											
	計			0	0	0	( )	0		0	0						0
長期運営資金借入金						( )											
						( )											
						( )											
						( )											
	計			0	0	0	( )	0		0	0						0
合計			0	0	0	( )	0		0	0							0

別表4 (第25条第2項関係)

基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

自 年 月 日  
至 年 月 日

区分

資産の種類及び名称	期首帳簿価額(A)		当期増加額(B)		当期減価償却額(C)		当期減少額(D)		期末帳簿価額(E=A+B-C-D)		減価償却累計額(F)		期末取得原価(G=E+F)		摘要
	うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		
基本財産(有形固定資産)															
土地															
建物															
基本財産合計		0		0		0		0		0		0		0	
その他の固定資産(有形固定資産)															
土地															
建物															
車両運搬費															
〇〇〇															
その他の固定資産(有形固定資産)合計		0		0		0		0		0		0		0	
基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)計		0		0		0		0		0		0		0	
将来入金予定の償還補助金の額															
差引															

別表5（規則第36条の36関係）

認可申請時に必要な書類

職員関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の構成（様式第2号）</li> <li>2 職員全員の履歴書の写し</li> <li>3 職員全員の所定労働時間等の明記された雇用通知書（控）と労働者名簿の写し</li> <li>4 保育者の保育士登録証等及び家庭的保育事業従事者研修受講証明、在職証明書等の写し</li> <li>5 補助者を雇用する場合、補助者の家庭的保育事業従事者研修の受講証明</li> <li>6 嘱託医師の免許証の写し、又は連携施設との健康診断等の協定書等の写し</li> <li>7 搬入施設から食事を搬入する場合は、給食調理搬入・搬入等に係る契約書等の写し</li> <li>8 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合は、調理業務委託契約書の写し</li> </ol>
建物 その他の設備関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物・土地の状況（様式第3号）</li> <li>2 施設の案内図及び配置図、並びに建物の平面図（平面図が配置図を兼ねる場合は省略可）</li> <li>3 保育室等からの避難経路を示した平面図</li> <li>4 建築確認申請書、確認済証及び検査済証等の写し（建物建築時のものを含む。）</li> <li>5 土地及び建物の登記事項証明書（ただし、申請時に登記がなされていない場合は、登記後に送付すること。）又は使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し</li> <li>6 条例第4条第1項に基づき、室内化学物質対策実施基準による室内化学物質対策を行った場合、基準を満たすことを証する書類（基準は別表1のとおり）</li> </ol>
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運営規程</li> <li>2 従業員が10名以上の場合、就業規則（給与規程等を含む）</li> <li>3 重要事項説明書（利用のしおり等）</li> <li>4 賠償責任保険加入等を証する書類の写し</li> <li>5 連携施設の名称・所在地・設置者等及びその連携内容を証する書類</li> </ol>
申請者の状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 代表者の履歴書</li> <li>2 代表者の印鑑登録証明書（法人の場合は、法人の印鑑登録証明書）</li> <li>3 法人の場合、法人の登記事項証明書</li> <li>4 法人の場合、定款又は寄附行為の写し</li> <li>5 法第34条の15第3項に掲げる基準に関する誓約書（様式4）</li> <li>6 当該家庭的保育事業の今後5年間の収支計画書</li> <li>7 直近3年度分の住民税納税証明書（又は非課税証明書）。申請者が法人の場合、直近3年度分の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの）</li> <li>8 申請者が法人の場合、申請者全体の今後5年間の収支（損益）予算書</li> <li>9 申請者の今後5年間の借入金等返済計画（借入金がない場合不要）</li> <li>10 会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（申請者が新規設立法人の場合）</li> <li>11 残高証明書（認可申請書の提出期限の1月前以降の時点のもの）</li> <li>12 法人の場合、直近年度の法人税納税証明書</li> <li>13 その他区長が必要と認めるもの</li> </ol>